

第1206号

AFN-1206

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

H30. 2 / 19 (月)

## 『H30年度税制改正大綱(7) 事業再編および組織再編へ手当』

今度の改正では、著しい生産性向上に向けた大規模かつ迅速な事業再編により、戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供、事業ポートフォリオ転換等を進めるための所要の環境整備が行われる。

産業競争力強化法の改正を前提に、法人が同法の特別事業再編計画(仮)の認定を、改正法施行の日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の行った同計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮)により、その有する株式(出資含む)を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡損益の計上が繰り延べられる(所得税も同様)。

また、組織再編税制も見直される。1) 完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行なうことが見込まれる場合、当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件は、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定する。2) 当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間での従業員又は事業の移転が見込まれる場合にも、適格要件のうち従業員従業員要件及び事業継続要件を満たすこととする。3) 無対価組織再編成について、適格組織再編成となる類型の見直しを行う。また非適格組織再編成となる場合の処理方法を明確化する。



## 『平成30年度けんぽ保険料率 昨年同様全国平均10.0%』

第90回全国健康保険協会運営委員会が開催され、平成30年度の協会けんぽの保険料率が決定した。昨年度同様、全国平均は10.0%で、全国一律の介護保険料率は昨年度の1.65%から0.08%引き下げられて1.57%となる。

健康保険料率は都道府県ごとに異なる。協会けんぽでは都道府県ごとに支部を設定、支部ごとに年齢階級別加入者数、医療給付費、年齢階級別加入者1人当たり医療給付費、総報酬額等を元にそれぞれの保険料率を設定している。30年度の保険料率が最も高い都道府県は佐賀県の10.61%、ついで徳島県、大阪府となった。一方、最も低いのは新潟県の9.63%で、以下長野県、静岡県が続く。保険料率の最高値と最低値を見ると、平成29年度には0.78%だったのに対し、30年度では1%近い差が生じていることがわかる。

30年度の保険料率で引下げとなるのは24都県、引上げは18道府県、据置きが5県だ。東京都の保険料率は平成28年度が9.96%、29年度には9.91%となり、30年度は9.90%となる。一方、大阪府では28年度は10.07%、29年度が10.13%となり、30年度は10.17%に引き上げられる。なお、新保険料率は4月納付分から適用される。(愛知県は9.92%から9.90%に引き下げ)



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)